

TOPICS

長浜市景観条例(案)にご意見を ～歴史や自然の息吹を感じて暮らしていくために～

募集締切
2月8日(金)
〈必着〉

市は、景観づくりを進めるため、1月15日から景観法に基づく施策を運用できる「景観行政団体」になります。先に意見を募集しました景観まちづくり計画とあわせて、建築等の行為の届出の手続きなどを定める景観条例の制定に取り組んでいます。この条例の案を1月10日から公表しますので、みなさんのご意見をお聞かせください。

☆条例の概要

- 前文
第1章 総則
※目的、基本理念、役割等を定めています
第2章 景観基本計画及び景観計画
第3章 景観計画区域内における行為の制限等
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木
第5章 景観協定
第6章 景観づくり市民団体
第7章 表彰及び助成等
第8章 景観審議会
第9章 雑則

詳しくは
ホームページか
閲覧場所で

☆景観づくりは

- 将来に受け継がれていく市民共有の財産をつくるという認識に基づき、まちづくりとして進めていくもの
- 市・市民・事業者が連携し、適切な役割分担と協働により進めていくもの
- 自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により景観が形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下に行われなければならないもの

- 【閲覧場所】 都市計画課、市政情報コーナー、市ホームページ<http://city.nagahama.shiga.jp>
【提出方法】 任意の様式に住所・氏名・連絡先電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールで
【提出・お問合せ先】 〒526-8501 長浜市高田町12番34号
長浜市都市建設部都市計画課
(☎)6541、FAX(☎)6540、Eメール toshikei@city.nagahama.shiga.jp

幼保一元化(認定こども園)にご意見を ～就学前保育・教育の充実に向けて～

募集締切
1月31日(木)
〈必着〉

市では、幼稚園と保育園のよさを生かした就学前教育を行うため「認定こども園(幼保連携型)」を実施することになりました。みなさんのご意見をお聞かせください。

☆認定こども園とは

幼稚園と保育園の双方のよさを生かし「就学前の子どもに一体的な幼児教育・保育」と「地域における子育て支援」を行います。

市では、平成21年度から、「認定こども園(幼保連携型)」のモデル園として、次の3か所で実施します。

- あざい認定こども園……あざい幼稚園+浅井保育園
- びわ認定こども園……びわ幼稚園+びわ保育園
- 六荘認定こども園……六荘幼稚園+南保育園

- 【閲覧場所】 子育て支援課、教育指導課、各支所市民福祉課、市ホームページ<http://city.nagahama.shiga.jp>
【提出方法】 任意の様式に住所・氏名・連絡先電話番号を明記の上、閲覧場所へ直接持参、郵送、FAX、Eメールで
【提出・お問合せ先】 〒526-8501 長浜市八幡東町632
長浜市健康福祉部子育て支援課 ☎6514、FAX(☎)1767、Eメール kosodate@city.nagahama.shiga.jp
長浜市教育委員会教育指導課 ☎6551、FAX(☎)4586、Eメール kyouiku-shidou@city.nagahama.shiga.jp

☆認定こども園の概要

- 対象は0～5歳児です
0～2歳児：保育にける乳幼児
3～5歳児：短時部(幼児、園区制)
長時部(保育にける幼児)
- 通園方法は現在と変わりません
- 保育料は保育園や幼稚園の保育料に準じます
- 保育時間は従来の幼稚園・保育園と同じです
- 給食を実施します
- 3～5歳児は混合クラスでの教育を実施します
- 受け入れ体制は、0～2歳児は保育園基準、3歳児は25人学級、4・5歳児は30人学級を目標とします(35人学級の場合もあります)

詳しくは
ホームページか
閲覧場所で



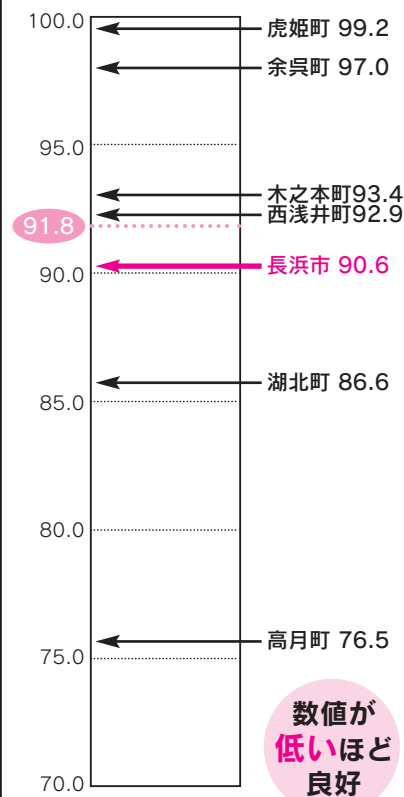
財政指標をグラフで表すと

……は県内13市平均値

経常収支比率(%)

※使い道が決まっているお金の割合

家計に例えると、給料などの定期的な収入に占める食費や光熱水費といった、常に必要な支出の割合のことです。率が低いほど収入に余裕があることになります。市では80%、町村では75%が健全ラインといわれています。

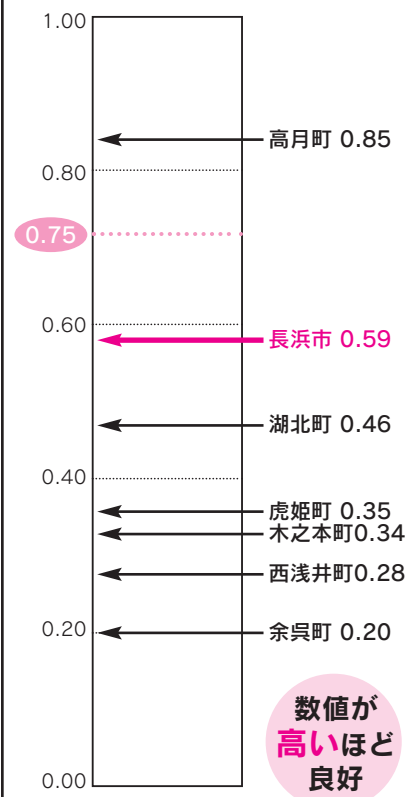


数値が
低いほど
良好

財政力指数

※自分で自分のことができる力

家計に例えると、ごく普通の生活ができるだけの費用を、どれだけ自分で稼げるかを示し、数字が高いほど財政力があります。1.00を超えると国から地方交付税が交付されません。

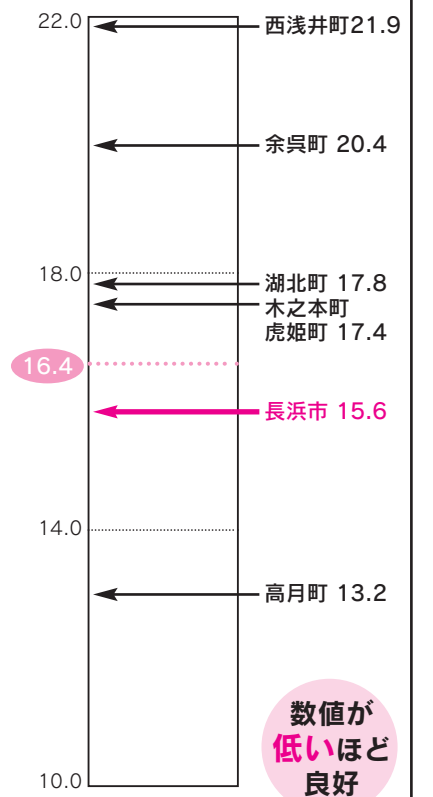


数値が
高いほど
良好

実質公債費比率(%)

※会計に占める借金の割合
(平成16～18年度の平均値)

家計に例えると、生活費に占める給料収入等ではまかないきれない費用(借金)の割合を示します。18%以上になると国の許可が必要となり、25%を超えると地方債の発行が制限されます。



数値が
低いほど
良好

お問合せは、企画調整課政策調整グループ(☎6505)へ。

今後は、関係町における合併への議論や意向を踏まえ、市議会ともご相談するなか本市としての考えを示し、関係町との協議をさらに進めることで、任意の協議会、さらには法定合併協議会を立ち上げていく必要があります。現在の新合併特例法の期限は平成22年3月です。その期限内には一定の成果が得られるよう取り組んでいきますので、今後ともみなさんの忌憚のない意見をお聞かせください。

財政状況を分析すると、高月町を除く1市5町において実質公債費比率の割合が高くなっており、財政の硬直化が進んでいます。経常収支比率についても、公債費等の負担から比率が高くなり、高月町・湖北町を除く1市4町では90%を超え、常に必要な経費以外に使うといった柔軟な予算執行ができない状況にあります。これは、これまでに様々な施設等を建設する際にしてきた、借金の償還時期に入っていることを示し、それだけ財産(施設)を持っているということとも言えます。